

支給認定基準（案）について

平成26年8月1日
八街市市民部児童家庭課

支 給 認 定 基 準 (案)

八 街 市 市 民 部 兒 童 家 庭 課

1 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することや子どもの区分を認定し、給付を支給することになります。
(子ども・子育て支援法第20条第1項・2項)
- 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について認定基準を策定することとなっています。
 - ①「事由」：保護者の就労、疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ②「区分」：「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」の区分（保育必要量）
 - ③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

2 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）
（これまでの議論を踏まえた整理）

現行の「保育に欠ける」事由
（児童福祉法施行令27条・再掲）

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居親族その他の者が該当児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること（就労）
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④同居の親族を常時介護していること（同居の親族の介護）
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥前各号に類する状態にあること（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
 - ・起業準備を含む
- ⑦就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

認定の区分

新制度における「保育の必要性の認定」については、現行の市条例における「保育に欠ける要件」とは異なります。新制度における基準については、国が定める基準に基づき、各市町村が条例等で定めることとなります。

	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間認定）	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間認定）	認定こども園・保育所
		2号認定（保育短時間認定）	
満3歳未満	なし	認定対象外	利用できる施設・事業なし
	あり	3号認定（保育標準時間認定）	認定こども園・保育所
		3号認定（保育短時間認定）	地域型保育事業

- 保育短時間 1日、最大8時間の保育利用が可能
- 保育標準時間 1日、最大11時間の保育利用が可能

「保育の必要性」の事由及び必要量

	国が示す基準の内容	現行の市の条例又は規則	本市の基準
事由	<p>①就労・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間就労は除く）</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動・起業準備を含む</p> <p>⑦就学・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	<p>①昼間に居宅外で労働することを常態としていること。昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</p> <p>②妊娠中、又は出産後間がないこと。</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>④長期にわたり疾病の状態にある又は精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること。</p> <p>⑥求職活動等を行うこと。</p> <p>⑧については⑩に含まれる。</p> <p>⑨育児休業を取得する時に、既に利用している子が、継続して利用する必要があること。</p> <p>⑩市長が認める前各号に類する状態にあること。</p>	<p>国の基準どおり</p>
保育の	<p>○保育標準時間：1日11時間まで （就労時間の下限は、1ヶ月あたり120時間程度）</p> <p>○保育短時間：1日8時間まで</p>	<p>就労時間の下限は、八街市保育所管理及び運営に関する規則により1日4時間以上月15日(月60時間以上)</p>	<p>○保育標準時間：1日11時間まで （就労時間の下限は、1ヶ月あたり120時間程度）</p> <p>○保育短時間：1日8時間まで</p>

必要量	(就労時間の下限は、1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする)		(就労時間の下限は、現行のとおり1か月あたり60時間とする) 60時間未満の家庭については、一時預かり事業等に対応できると考えられるため。
優先利用 ※調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等) ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障がいをもつ場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨その他市町村が定める事由 	<ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭 父母の死亡、離別、行方不明、拘禁 ②生活保護法による被保護世帯 ④地域、家庭の危険度及び経済的困窮 	国の基準どおり

○ 施行期日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日とする。

※ 基準は条例で定めることを基本としていますが、一部の内容について規則において規定する場合があります。